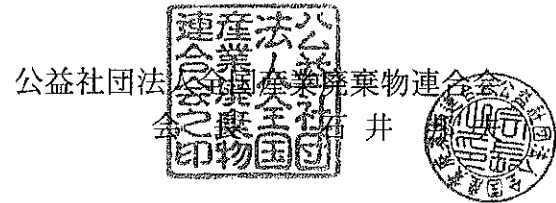


全産廃連発第242号

平成28年1月20日

各正会員
会長・理事長様



今般の廃棄食品の転売事件と適正処理の確保について（通知）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、今般発生した愛知県下の産業廃棄物処理業者による廃棄食品の転売事件は、産業廃棄物処理業界への社会的信頼を揺るがしかねない、大きな問題であると認識しております。

当連合会は平成15年4月、各都道府県協会の会員事業者が厳守すべき事項として「倫理綱領」を策定し、「産業廃棄物の適正処理を推進することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る」ことが本業界の使命であることを宣言致しました。

今回の不祥事の詳細については今後明らかにされることと思いますが、廃棄物処理法等の法令違反はもとより、この倫理綱領にも反する重大な背信行為と断じざるを得ません。

各都道府県協会におかれましては、今一度「倫理綱領」の趣旨に立ち返り、会員事業者の資質の向上、市場の健全化及び環境保全を担う経営の徹底を図り、不適正処理の未然防止、啓発、教育等に尚一層の取り組みを推進されるようお願い致します。

以上

倫理綱領

公益社団法人全国産業廃棄物連合会正会員協会に所属する
会員（産業廃棄物処理業許可業者）は、産業廃棄物の適正処理
を推進することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図
ることが使命である

- 一 会員は、法令及び法令に基づき行政の指導事項を遵守し、環境保全のため社会的良識をもって行動する
- 一 会員は、法令、実務に精通するよう研鑽をつみ、資質の向上に努める
- 一 会員は、環境保全を担う企業として安全性に配慮し、次の指針に基づき経営にあたらなければならない
 - (一) 産業廃棄物処理業許可業者は、適正処理の推進のための技術並びに経営サービスの向上に不断に努める
 - (二) 産業廃棄物処理業許可業者は、適正な価格を維持し、市場の健全化に努めなければならない
- 一 会員は、排出事業者はもとより、行政、関係団体、地域住民と広くコミュニケーションを行い、環境に関する情報を積極的かつ公正に開示し、社会の理解と信頼を高めるように努めなければならない
- 一 会員は、暴力団等及びその関係者を排除し、断固とした姿勢で対応する

全国産業廃棄物連合会及び各協会は、不法投棄等不適正処理
が発生しないよう未然防止、啓発、教育に努めなければならな
い

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会